

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官

配偶者からの暴力の被害者に対する就労支援に係る留意事項について

平素より公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業紹介業務の推進に尽力いただき感謝申し上げます。

先般、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、令和 4 年 1 月に DV 対策抜本強化局長級会議が設置され、「配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた生活再建支援の際の手続きの見直し等に関する論点について」（令和 4 年 8 月 30 日付け DV 対策抜本強化局長級会議決定。）が取りまとめられた。その後、この流れを受け、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和 4 年 12 月 26 日付け DV 対策抜本強化局長級会議決定。）が取りまとめられたところである。

安定所においては、これまでも、配偶者からの暴力の被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。）に定める配偶者からの暴力の被害者をいう。以下「DV 被害者」という。）である求職者が来所した場合には、個々の求職者の状況に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施しているところであるが、これらの取りまとめにおいて、「プライバシーの保護等に留意しつつ、被害者の就業ニーズに配慮できる企業への職業紹介、都道府県をまたぐ広域職業紹介、きめ細かな職業相談」について言及されていることを踏まえ、下記に留意のうえ、DV 被害者である求職者に対する就労支援に取り組んでいただくようお願いする。

記

1 DV 被害者の就労支援に当たって留意すべき事項等

(1) 求職者本人への対応に係る留意事項

DV 被害者が求職者として来所する場合、必ずしも求職者本人が DV 被害を受け

ていることを開示するものではなく、また、職業相談等の場面において積極的に把握しようとするのは適切ではないことから、相談過程等において DV 被害者であることが疑われる場合であっても、その旨の確認は行わず、通常の職業相談の範囲内で就業ニーズ等を把握するなど、適切に対応すること。

一方、DV 被害者がその旨を開示した上で安定所に求職者として来所する場合であっても、DV 被害者の状況については様々なケースが想定され、PTSD などの症状が生じる場合など、様々な配慮が必要であると考えられることから、職業相談の実施に当たっては、就業ニーズ等を把握することを基本とし、就労・就職に当たって不必要な情報を収集することや、本人の意に反し求人企業に対し不必要な情報を提供することがないように、適切に対応すること。

(2) 求職者の親族等が来所した際の対応に係る留意事項

DV 被害者である安定所利用者の親族等が来所し、当該 DV 被害者に係る情報の開示を求める場合があるが、DV 被害者の安全を確保する観点から、親族等が来所し情報の開示を求めた場合であっても、当該 DV 被害者に係る情報を漏らしてはならないこと。

なお、安定所において当該利用者が DV 被害者に該当するか把握していない場合であっても、当該利用者が DV 被害者である可能性が考えられることから、当該利用者が DV 被害者であるかどうか不明な場合であって、その親族等が来所し利用者に関する情報の開示を求めた場合についても同様に、当該利用者に係る情報を漏らしてはならないこと。

2 関係機関等と連携した就労支援の実施

DV 被害者の支援の一般的な流れとして、安全な生活を確保した上で、就職支援などの自立生活に向けた支援を実施していくことが想定されているところ、前者の支援機関として都道府県又は市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター（以下「配暴センター等」という。）があり、こうした機関と連携して就職支援を実施すること。

具体的には、DV 被害者のうち、配暴センター等の支援の結果、就職可能性が高まり、就職支援を希望するに至った求職者について、配暴センター等の職員とともに安定所に来所するような場合や、配暴センター等への出張相談又は配暴センター等のオンライン職業相談等の実施を要請される場合などが考えられるが、このような場合、当該求職者の心身の安全に配慮し、可能な限り柔軟に対応すること。

なお、当該求職者が管外での就職を希望する場合には、本人の具体的な希望や転居の時期等を確認し、就職希望地を管轄する安定所と連携して就職支援を実施すること。

以上